

## アドミニストレーション研究科（博士前期課程）のご案内

### 1 博士前期課程のコース

アドミニストレーション研究科の理念及び人材養成の目標を実現するために、博士前期課程の教育課程は次の4分野で編成されています。

- (1) 公共・福祉分野
- (2) ビジネス分野
- (3) 情報分野
- (4) 看護分野

### 2 標準修業年限 2年

### 3 昼夜開講制の実施

社会人の間には新しい専門知識の修得の必要性が高まり、高度なリカレント教育への期待が増大していることから、社会人を受け入れる昼夜開講制を実施しています。2年間の夜間授業を受けることで、修士（アドミニストレーション）の学位を取得することができます。

### 4 長期履修制度の実施

社会人の様々な学習需要に対応するために、長期履修制度を導入しています。この制度は、職業を有している、あるいは育児、長期介護等のために、年間に修得できる単位数や研究活動・学習活動への時間数が限られるため、標準の修業年限で修了することが困難な学生を対象に、事情に応じて、標準の修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し修了することにより学位を取得することができる制度です。国際協力枠で入学する者もこの制度を利用することができます。

入学者選抜試験前であっても、この制度について質問などがある場合は、教務入試課 教務班（TEL 096-321-6609）に御相談ください。

#### (1) 対象となる方

- ① 職業を有し、標準修業年限2年で修了することが困難な方
- ② その他、長期履修が必要となる相当の理由がある方

#### (2) 修業年限

最長4年までの範囲内で認められた年限

#### (3) 授業料

標準の修業年限に支払うべき授業料総額（博士前期課程では2年間分）を、あらかじめ認められた修業年限で除した額をそれぞれの年（納期）に支払うこととなります。

#### (4) 申請手続及び長期履修の許可

申請を希望する場合は、指導教員に相談の上、申請書を教務入試課に提出してください。申請に対し、標準修業年限で修了することが困難であると認められた方について、長期履修が許可されます。また、新入生だけでなく、入学後に学習環境が変化した学生も長期履修を申請することができます。

〔申請書類に添付する証明書等〕

- ・勤務状況を証明するものや、内定通知書等の写し。
- ・育児・介護の必要性を証明するもの（例えば、母子健康手帳の写しや介護保険被保険者証などの写し）。
- ・その他長期履修が必要であることを証明するもの。

#### (5) 申請後の変更

在学中1回に限り可能